東京医科歯科大学病院病理部規則

（平成１６年４月１日
規則第１１７号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院病理部（以下「病理部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　病理部は、病院長の管理の下に、基盤診療部門として剖検、生検及び細胞診による病理学的診断を行うほか、教育及び研究を行うことを目的とする。

（職員及び職務）

第３条　病理部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長
(3) 教員
(4) 技師長
(5) 主任
(6) 医療技術職員
(7) その他必要な職員

２　部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　部長は、病院長の命を受け、病理部の管理運営に当たる。

４　副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは技師長をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副部長は、部長の職務を補佐する。

６　教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

７　技師長は、部長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。

８　主任は、部長の命を受け、業務を分掌する。

９　その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

（選考）

第４条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長、副部長、技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）
第５条　病理部の円滑な運営を図るため、病理部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、次の事項を審議する。
⑴　病理部の運営に関する基本的事項
⑵　病理部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
⑶　その他必要な事項

（委員）
第６条　委員会は、次の委員をもって組織する。
⑴　大学院医歯学総合研究科（医学系）の臨床系教授　２名（内科系１名、外科系１名）
⑵　大学院医歯学総合研究科（歯学系）の臨床系教授　１名
⑶　大学院医歯学総合研究科（歯学系）の病理系教員　２名
⑷　病理部長
⑸　病理部副部長
⑹　検査部長
⑺　手術部長
⑻　医事一課長
⑼　医事二課長
⑽　医療支援課長
⑾　その他病院長が必要と認めた者
２　前項第１号から第３号および第１１号の委員は、病院長が委嘱する。
３　前項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第７条　委員会に委員長を置き、病理部長をもって充てる。

（委員会の招集等）
第８条　委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

（議事）
第９条　委員会は、委員の過半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１０条　委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（事務）
第１１条　委員会に関する事務は、病院事務部医療支援課が行う。

（雑則）
第１２条　この規則に定めるもののほか、病理部の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第１３条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年１０月２８日規則第９９号）

この規則は、平成２３年１０月２８日から施行し、平成２３年１０月１日から適用する。

附　則（平成２５年８月１日規則第９０号）

この規則は、平成２５年８月１日から施行し、平成２５年６月１日から適用する。

附　則（平成２６年２月３日規則第４号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月１９日規則第４５号）

この規則は、平成２６年６月１９日から施行し、平成２６年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年３月２４日規則第３２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２４日規則第３９号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２０日規則第８６号）

この規則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。